地方税滞納相談マニュアル

２０１１年1月２８日　長野県税金オンブズマン

長野県地方税滞納徴収機構（以下、機構）は、県下すべての自治体の首長と議会の賛同のもとに、本年４月より業務を開始する。現時点では、各市町村において機構を紹介するポスターが貼られ、チラシが配布または回覧板で回されている。そして概ね「100 万円以上の滞納者（これを大口滞納者と区分している）」の多く（全員とする自治体もある可能性）に「移管予告と納付督促状」が送付され、通知を受け取った滞納者は新たな対応を迫られている。

市長村はそれら滞納者の納付努力や状況をふまえ、2 月中には全県で 1,003 件の個人・法人を選んで機構に移管する手続きをとるもようである。

4 月からは機構として、移管を受けた滞納者に通知を送るとともに業務を始動させる。その業務とは「財産調査・捜査」と「差押え」が柱である。その結果どういう事態が生み出されるのか、全国には一家心中などが起きており、私たちは深刻に危惧しているところである。悲劇の主人公は「善意の滞納者」ではないのか。

本マニュアルは、それら一連の動きの中で、滞納者から相談があったときに、滞納者個々の実状を慎重に踏まえつつ、どういう考え方を伝え、どういう取組みをめざすべきかを整理したものである。

１．長野県地方税滞納徴収機構への「移管予告つき督促状」

◎機構に移管する対象者は二つの基準、つまり「大口（自治体によって判断が異なるが概ね 100 万円以上）」かつ「徴収が困難な事案」としている。機構のホームページには「悪質滞納者」の語がある。

※ここで留意する点は

①滞納額に国保税（料）を含めている自治体とそうでないところとがあること。私たちは国保税（料）を含めるべきではないと考えている。

②「徴収が困難な事案」という把握は、いわゆる「悪質滞納者」という把握より広いということ。たとえば分納をしている者であっても、基本 2 年以内もしくは 3 年以内に完納が見込めない者は移管の対象になりうる。私たちは、議会の審議においては「悪質滞納者対策である」としつつ、実際には努力して分納をしている者を移管対象に加えること自体が不当であると考える。

◎「移管予告」が届いた場合、

①まず上の基準と考え方に照らして「さしあたりやむを得ない通知」であるのかどうかを判断する必要がある。徴収側は「予告効果」を相当期待しているので、幅を広げて通知している可能性がある。まじめな納税者を脅すやり方は論外である。

②同時に滞納者の実状、とくに担税力を慎重に判断しながら、対応策を練ることになる。その際、機械的に分納相談をするのでなく、滞納処分に対抗する４方

式（後記）を視野に入れる必要がある。そのうえで速やかに市町村と「納税相談」を行なうことになる。

③滞納者の納税姿勢は大切なポイントである。滞納処分に対抗する４方式のいずれもが、「まじめな納税者」であることを前提にしているからである。これまで督促状を送っても連絡ひとつ来なかった、などと責められるわけである。しかし「今日からまじめに考える」姿勢をきちんと示せば、「まじめな納税者」であるとされる。

◎そのようにして移管させないことがさしあたっての目標となる。

２．長野県地方税滞納徴収機構への移管→市町村に対して

◎機構の動き方は現時点で不明ではあるが、市町村が「二つの基準に合致する滞納者である」と認定したことを踏まえて、まず財産調査・捜査を行い、それに基づいて預金・生命保険・不動産・動産・売掛金等の差押えをする、生命保険については解約するなどである。その過程において、納税者が差押えや公売等を回避したければ、少なくとも相当まとまった納付が必要ということになりそうである。少なくとも機構は、市町村の納税相談とは次元が異なると考えられる。またその段階においては、市町村と折衝しても、管轄外であり市町村としては対応できないという立場をとることが予想される。

◎しかし市町村に対して、移管が相当であったのかどうかを問う余地はある。

①「大口かつ徴収困難」が移管の要件であるが、非常に大口で徴収困難であっても、機構が一定の徴収を行うことはまず無理であろうと判断されるときは移管しないとも考えられる。そのために「苦しい中で頑張っている者」が移管されるという、議会審議等で視野に入れなかった者が移管されるというおかしなことになりうる。

②移管したということは、市長村において、当該滞納者が差押えを受けて丸裸にされたり、住んでおれなくなったり、事業の継続ができなくなったとしても「止むを得ない」と判断したことを意味する。その判断が自治体にとってどうなのかという鋭い問題である。自治体としてなすべき努力を尽くしたかという点も争点になる。

③したがって移管にあたって、市町村によっては相当慎重な姿勢で、いく通りかのプロセスを経るようにしているとしているところがある。私たちは、しかるべき第三者機関の検討を経るよう求めている。

④「移管の取り消し」措置がどうなるのかは、現時点では不明であるが、移管後の争点となるだろう。

３．長野県地方税滞納徴収機構への移管→機構に対して

◎機構事態がひとつの自治体という性格であり、憲法はもとより、地方自治法及び地方税法と国税徴収法に基づいて業務を行なう義務を負っている。

◎市町村が移管する基準は、「悪質滞納者、つまり担税力が十分あるのに納税しない」者を含んでいるが、現実にそうした者は極めて少数ではないかと思われる。したが

って機構が乱暴な差押え・徴収をすることは許されない。

◎機構とは速やかに次の方向で誠意をもって話し合う必要がある。

①悪質滞納者ではないことを認めさせること

②憲法２５条の最低生活保障にたって、生活権を奪ってはならないことを認めさせること

※その観点から入金された年金を差し押さえたり、経営をつぶし従業員を路頭に回すなどはしてはならないことである。そもそも入金された年金の差押えや生命保険解約、住宅の差押え自体が違憲であると考えられるが、この点について徴収側はそのように考えていない。差押えをめぐる大きな争点である。

③滞納処分に対抗する４方式（後記）のいずれかを認めさせること

４．市町村による差押え

◎機構への移管とは別に、市町村による差押えが増えていることも重大である。わずかな預金を差し押さえたりもしており、市町村が果たして正しく法律に基づいて仕事をしているのかどうか疑問である。

①税徴収の体系には、税の徴収、差押え、担保の徴求を前面としながらも、納税の猶予（納税者の申請による）、滞納処分（差押え）の猶予や停止などの規定がある。生活権をとことん奪ってはならないとする憲法上の制約があるからである。

②しかし徴収現場の現実はというと、納税の猶予は周知されておらず、役所の窓口に用紙さえ置いていないところがある。滞納処分の停止措置は一部で行なわれているにすぎない。滞納処分の猶予（国税徴収法における「換価の猶予」）はいまだ行なわれているところを見ていない。それで法律を正しく執行しているとは言えないのではないか。

③差押えをめぐっても法律の制約がある。直接的には「差押え禁止財産」「無益な差押えの禁止」の規定であるが、それがなされるケースがある。また年金が差押え禁止となっていても、預金に入金された瞬間に差押えできるという判断をしていることも重大な争点になっている。(国はじめ行政側は最高裁の判例があるとしているが、その裁判事例では預金に年金以外の入金があって、預金のどの部分が年金かを特定できないし、すでに年金総額の大半は引き出されているとされたケースである)

◎個別の相談の対応としては、当該滞納者の滞納額と納付経緯、家族を含めた生活状況、財産状況、経営状況、担税力などを十分つかみ整理したうえで、市町村と交渉することになる。

◎すでに差押えがされた場合、容易に解除されないことは想定しつつも、交渉によって差押えを解除させた例は全国にも県内にもある。大切なことは、その差押えに問題があることをどう主張できるか、具体的な納付方法の提示ができるか、もしくは「滞納処分に対抗する４方式」を主張できるか、などの点にある。

別記１．滞納処分に対抗する４方式

（１）減免（条例に基づく）

（２）納税の猶予

［地方税法１５条］　火災・災害・盗難・家族の病気・事業の廃止または休止・事業の著しい損失、これらに類する事実があれば、納税者が法定納付期限前に、納税の猶予を申請することができる。（自治体は文書によって回答する。回答に不服あるときは異議申し立てができる。）

［国税通則法第四十六条］（納税の猶予の要件等）

2　税務署長等は、次の各号の一に該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者がその国税を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、納税者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる。

一　納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかつたこと。

二　納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

三　納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと。

四　納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと。

五　前各号の一に該当する事実に類する事実があつたこと。

3　税務署長等は、国税の納税者につき、国税を一時に納付することができない理由があると認められる場合には、その納付することができないと認められる金額を限度として、その国税の納期限内にされたその者の申請（税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む。）に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる。

4　前二項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額を適宜分割し、その分割した金額ごとに猶予期間を定めることを妨げない。

5　税務署長等は、第二項又は第三項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

7　税務署長等は、第二項又は第三項の規定により納税の猶予をした場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につきこれらの規定により納税の猶予をした期間とあわせて二年をこえることができない。

（３）換価の猶予（注・滞納処分・差押えの猶予の意）

国税徴収法第 151 条（換価の猶予の要件等）

税務署長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年をこえることができない。

一　その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二　その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る国税及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるとき。

2　税務署長は、前項の換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。

（４）滞納処分の停止　　国税徴収法第 153 条　（滞納処分の停止の要件等）

税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

一　滞納処分を執行することができる財産がないとき。

二　滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三　その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。

2　税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3　税務署長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。

4　第一項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5　第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかわらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

（留意点１　・延滞税）

分割納付は広く行なわれている方式であるが、「納税の猶予」もしくは「換価の猶予」の規定に従って行なっているとは位置づけられていないのが通例である。従って一般的に分割納付の下では延滞税は軽減されていない。しかし分割納付が現に市町村が「猶予」を認めているかたちであるので、延滞税は軽減もしくは賦課されない措置をとってしかるべきである。

１４．６％もの延滞税は、期限通り納付するものとの公平を担保するものとされているが、それは担税力があって納税しない者との公平を指すものであって、納税を猶予する者は別である。

（留意点２　差押えの権限）

地方税法の各税目ごとに「滞納処分」として、「督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないときは、該当の税につきその財産を差し押えなければならない」と定められている。差押え予告は要件ではない。

別記２．差押え禁止　（国税徴収法に規定＝地方税法において準拠することとされている）

◎国税徴収法第 48 条（超過差押及び無益な差押の禁止）

国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない。

２　差し押えることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえる見込がないときは、その財産は、差し押えることができない。

◎国税徴収法第７５条　（一般の差押禁止財産）

次に掲げる財産は、差し押えることができない。

一　滞納者及びその者と生計を一にする配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。）その他の親族（以下「生計を一にする親族」という。）の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具

二　滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三月間の食料及び燃料

三　主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物

四　主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物

五　技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者（前二号に規定する者を除く。）のその業務に欠くことができない器具その他の物（商品を除く。）

六　実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

七　仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物

八　滞納者に必要な系譜、日記及びこれに類する書類

九　滞納者又はその親族が受けた勲章その他名誉の章票

十　滞納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書籍及び器具

十一　発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの

十二　滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

十三　建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

◎国税徴収法第７６条（給与の差押禁止）

給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

一　所得税法第百八十三条　（給与所得に係る源泉徴収義務）、第百九十条（年末調整）、第百九十二条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第二百十二条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額

二　地方税法第三百二十一条の三　（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市

町村民税に相当する金額

三　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十七条第一項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料（所得税法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額

四　滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十二条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額

五　その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の百分の二十に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）

2　給料等に基き支払を受けた金銭は、前項第四号及び第五号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となつた期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができない。

3　賞与及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、同項第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支給の基礎となつた期間が一月であるものとみなす。

4　退職手当及びその性質を有する給与に係る債権（以下「退職手当等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。

一　所得税法第百九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）又は第二百十二条の規定によりその退職手当等につき徴収される所得税に相当する金額

二　第一項第二号及び第三号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額

三　第一項第四号に掲げる金額で同号に規定する期間を一月として算定したものの三倍に相当する金額

四　退職手当等の支給の基礎となつた期間が五年をこえる場合には、そのこえる年数一年につき前号に掲げる金額の百分の二十に相当する金額

5　第一項、第二項及び前項の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しない。

◎国税徴収法第７７条（社会保険制度に基づく給付の差押禁止）

社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三十八条第一項（老齢給付金の支給方法）の規定に基づいて支給される年金、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三十五条第一項（老齢給付金の支給方法）（同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される年金その他政令で定める退職年金を

含む。）に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法第三十八条第二項 の規定に基づいて支給される一時金及び同法第四十二条 （脱退一時金の支給方法）の規定に基づいて支給される脱退一時金、確定拠出年金法第三十五条第二項 （同法第七十三条 において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される一時金その他政令で定める退職一時金を含む。）に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。

２　前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律に基づく保険、共済又は恩給に関する制度その他政令で定めるこれらに類する制度をいう。

一　厚生年金保険法 （昭和二十九年法律第百十五号）

二　船員保険法 （昭和十四年法律第七十三号）

三　国民年金法 （昭和三十四年法律第百四十一号）

四　恩給法 （大正十二年法律第四十八号）（他の法律において準用する場合を含む。）

五　国家公務員共済組合法 （昭和三十三年法律第百二十八号）

六　地方公務員等共済組合法 （昭和三十七年法律第百五十二号）

七　私立学校教職員共済法 （昭和二十八年法律第二百四十五号）

◎国税徴収法第７８条（条件付差押禁止財産）

次に掲げる財産（第七十五条第一項第三号から第五号まで（農業等に欠くことができない財産）に掲げる財産を除く。）は、滞納者がその国税の全額を徴収することができる財産で、換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となつていないものを提供したときは、その選択により、差押をしないものとする。

一　農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地

二　漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船

三　職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の継続に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資産

別記３．担税力を超えた税の賦課

◎市町村がかかえる滞納額の過半は固定資産税が占めている。しかし土地・建物の固定資産評価はしばしば「時価」を超え法律違反であると指摘されている。また固定資産税は「財産税」と性格付けされるが、担保にしている借入れ金等は考慮されない。いろんな意味で課税の正当性が疑問である。

◎住民税は基礎控除 33 万円に示される通り憲法違反の生活費課税である。税率が１０％に一本化され、所得の再配分機能を失ったというより、格差拡大税制となった。

◎国保税（料）が高すぎることはいまさら指摘するまでもない。

別記４．滞納者に対する行政サービス制限

◎滞納者には公営住宅入居・人間ドック・融資等の行政サービスを受けさせないとする措置も広がり、税の滞納者は追い込まれるばかりである。「税を納めたくても納められない」多くの滞納者をどうみるのか、地方自治体は厳しく問われている。